

令和 8 年度 保育園入園のご案内



【珠洲市立保育園】

つばき保育園 珠洲市野々江町二部 11 番2 ☎82-0150

珠洲市福祉課 子育て支援係

珠洲市上戸町北方 1 字 6 番地の 2 ☎ 8 2 - 7 7 4 7

▼支給認定の種類

保育の必要性に応じて、認定区分ごとの認定を受ける必要があります。

支給認定区分	対象となる児童
1号認定	満3歳以上の小学校就学前で、2号認定以外の児童
2号認定	満3歳以上の小学校就学前で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする児童
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする児童

▼入園の申込ができる方

・1号認定

保護者が就労しておらず、児童が満3歳以上である

・2号・3号認定

保護者が、次のいずれかに該当する場合

- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- ・妊娠・出産（妊娠中・出産後）
- ・疾病、障がい
- ・同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（90日間）
- ・就学（大学、専門学校、職業訓練校など）
- ・虐待やDVの恐れがある場合
- ・育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合
- ・その他、上記に類する状態として市長が認める場合

▼保育時間

保育を必要とする理由や就労時間により決定します。

区分	保育時間
教育保育時間（1号認定）	8時00分～13時00分
保育短時間（2号、3号認定）	8時00分～16時00分
保育標準時間（2号、3号認定）	7時30分～18時30分

※「保育短時間」が利用可能となる保護者の就労時間は、1か月あたり48時間です。

▼延長保育

上記保育時間以外で、特別な理由がある場合は、7時30分から19時30分まで利用できます。

▼入園手続きの流れ

提出先

つばき保育園または福祉課子育て支援係

必要書類

①教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

※児童、保護者及び同居祖父母のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

②保育を必要とすることを証する書類

就労されている場合	就労証明書（育児休業を含む）
妊娠・出産されている場合	妊娠…母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）、妊娠証明書の写し、妊娠届出書の写しのいずれか 出産…出生証明書の写し
保護者に疾病・障がいがある場合	医師の診断書、障害者手帳の写し
同居している親族の介護・看護が必要な場合	介護保険被保険者証の写し、医師の診断書
求職活動中の場合	求職活動状況申告書、求職活動報告書、ハローワーク受付票
就学中の場合	在学証明書、学生証

※書類は、児童と同一世帯の保護者（養育者）分が必要です。また、状況に応じて上記以外の書類の提出を求められることがあります。

マイナンバーカードをお持ちの申請者（保護者）は、右記 QR コードを読み取って電子申請できます。

申請には児童、保護者及び同居祖父母のマイナンバーの入力が必要なほか、申請者本人であることを確認するため、マイナンバーカードによる電子署名が必要です。



▼入園が決定します

提出書類をもとに珠洲市保育の必要性の認定基準に関する規則に規定する保育の認定基準に基づき入園の適否を決定し、利用承諾通知書又は利用不承諾通知書を保護者へ通知します。



▲ 注意事項 ▲

次のような場合は、申込中・入園中を問わず、保育園または福祉課子育て支援係までご連絡ください。

- ・転出（転居）するとき
- ・就労先、就労時間等に変更があったとき
- ・離婚、再婚、生活保護等世帯の状況に変更があったとき
- ・産休、育児休業等に入るとき
- ・所得税申告（確定、修正、訂正）等で所得税額に変更があったとき
- ・その他、既に提出した書類の内容に変更があったとき

▼広域入所（管外保育）

珠洲市に住民登録がある児童が、保護者の勤務等の都合で市外の保育園等への入園を希望する場合は、福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

珠洲市と他市町村との協議により入園が決定しますが、他市町村の事情によって入園できない場合もあります。

▼保育料・給食費など

令和 8 年度から完全無償化となりました。（延長保育料・一時預かり保育料含む）

▼遠距離通園世帯助成

自宅から保育園まで、自家用自動車で片道 5 キロメートルを超える遠距離通園をする家庭を対象に、助成金を支給します。（珠洲市民に限ります）

ただし、以下の方は助成対象外です。

送迎する保護者のいずれかが

- ・勤務先から勤務手当を受給している
- ・勤務場所が園から 5 キロメートル以内にある
- ・勤務先が通園する園を通過する

▼一時預かり保育

保育の実施の対象とならない児童で保護者が、疾病、その他の特別な理由のために家庭で保育ができない場合、一時的にお子さんを保育園で預かります。

- ・利用希望日の 3 日前までに申込書の提出が必要です。
- ・原則として 1 週間につき 3 回、1 カ月につき 12 回利用可能
- ・利 用 日：月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・利用時間：7 時 30 分～19 時 30 分 1 時間単位で利用できます。

▼こども誰でも通園制度

保育園等に通っていない生後 6 か月から 3 歳未満の児童が、月 10 時間まで保護者の就労要件を問わず 1 時間単位で利用できます。

- ・事前申し込み、予約が必要です。
- ・利 用 日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・利用時間：9時00分～15時00分
- ・利 用 料：1時間あたり300円、1食あたり260円

▼マイ保育園

妊婦や在宅の乳幼児と保護者が「マイ保育園」として登録することにより育児相談や育児体験、一時保育を利用できます。

- ・利 用 日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・利用時間：8時30分～12時30分（昼食含む）
- ・利 用 料：3回無料

▼育児相談

電話相談、来訪相談、訪問相談を行っています。

- ・珠洲市子どもセンター （市民図書館内 ☎82-5479）
- ・珠洲市こども家庭センター （福祉課内 ☎82-7799）

